公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和　3　年　4　月　7　日

徳島県公安委員会委員長　森　秀司

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要				検定番号
		遊技機の種類		型式名	製造業者名	
株式会社　エース電研 東京都台東区東上野三丁目12番9号	秋田光勇	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	P結城友奈は勇者であるGC250Ba	株式会社エース電研	15048
サミー株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号　住友不動産大崎ガーデンタワー	里見治紀	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	P超ハネ獣王SMA	サミー株式会社	15049
京楽産業.株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号	榎本善紀	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Pぱちんこウルトラマンタロウ2K6	京楽産業.株式会社	15050
株式会社　三洋物産 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Pスーパー海物語IN沖縄5LTV	株式会社三洋物産	15051
株式会社　メーシー 東京都江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルA棟	湯澤哲	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	P桜花忍法帖MD	株式会社メーシー	15052

2　検定の有効期間
公示の日から3年間。